

第3期藤沢市教育振興基本計画の策定について

藤沢市教育振興基本計画（平成27年度～平成31年度）について、次のとおり次期計画の策定を行う。

2019年（平成31年）3月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

1 策定の進め方

藤沢市教育振興基本計画策定委員会を設置し、基本方針等の検討について教育長が諮問する。

2 策定スケジュール

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、教育基本法第17条第2項に基づき定めた藤沢市教育振興基本計画について、現第2期計画期間が平成31年度末をもって終了することから、第3期計画を策定する必要による。

参 考

教育基本法 抜粋

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則 抜粋

(委任事項)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属すると認めるとき又は委員会において要求があったときは、その限りではない。

(1) 教育行政の運営に関する基本的な方針を定めること。

第3期藤沢市教育振興基本計画策定スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育委員会	定例会	○											○
	協議会			○		○		○	○		○	○	
策定委員会	委員委嘱・選任		○										
	教育長諮問・答申		○			○							
	基本方針の検討												
	施策の柱の検討												
市議会報告							○中間					○最終	
パブリックコメント													
事業選定													